

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中川 幹 太

上越市規則第10号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和46年上越市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市税及び国民健康保険税」を「市税、国民健康保険税及び公課（上越市債権管理条例（平成28年上越市条例第53号）第2条第3号に規定する公課をいう。）」に、「物件」を「財産」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。